

国民年金保険料が後払いできる 学生納付特例制度

届出は毎年必要です！

学生の皆さんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。しかし、収入がなく、保険料を納めることが困難な学生には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象者は？

大学（大学院）短期大学、高等学校、専修学校及び個別に定められた各種学校等（夜間・定時制課程や通信制課程を含む。）に在学する学生であって、本人の前年所得が118万円以下のかたです。

承認されると？

学生納付特例期間は、未納扱いになりません。この期間は、老後の年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間（最低25年以上）には算入されます。また、事故や病気で障害が残った場合や、死亡した場合の障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な、受給資格期間にも合算されますので、万が一のときもあなたを支えます。また、納付特例を受けた期間から10年以内であれば、保険料の追納ができます。追納すると、その期間は保険料を納めた期間として取り扱われ、老後の年金を満額に近づけることができます。追納する保険料額は、特例を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されますのでご注意ください。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業後は忘れずに追納しましょう。

承認期間は？

平成20年4月から平成21年3月です。（申請者が学生であることを確認するため、年度ごとの申請が必要となります。）

手続きは？

次のものを持参し、役場保険年金課に申請してください。申請が遅れると、障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合がありますので早めに申請してください。

- ・年金手帳
- ・学生証または在学証明書（学生証については、平成20年度の有効期限を確認します。）
- ・前年所得の状況を明らかにすることができる書類（所得があるかたのみ）
- ・印鑑（本人が来庁する場合は不要です。）

4月から手続の方法が一部変わります

前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学予定のかたには、4月上旬までに社会保険庁から、ハガキ形式の申請書が送付されます。

この申請書が送付された場合は、必要事項を記入し、社会保険事務センターへ郵送していただくだけで、申請が済みます。

ただし、在学する学校等が変わったかたについては、ハガキ形式の申請書では申請できませんので、改めて役場保険年金課で申請をしてください。

また、前年度に特例が承認されている場合であっても、承認された時期によっては、ハガキが送付されない場合もあります。この場合は、役場保険年金課で申請をしてください。

問合せ 春日部社会保険事務所
☎048(737)7510
保険年金課国民年金係 内線143・144

- 国民年金の資格、納付書、保険料、保険料の免除等について
【埼玉国民年金電話相談センター】
☎048(739)1223
- 春日部社会保険事務所
（国民年金適用課・保険料課）
☎048(737)7510
- 「ねんきん特別便」について
【ねんきん特別専用ダイヤル】
☎0570(058)555
- 一般の年金相談
【ねんきんダイヤル】
☎0570(05)1165
- 年金の受給・請求手続きや受給者の住所振り込み先の変更等について
- 社会保険事務所から届いた通知に対するお問い合わせ

春日部社会保険事務所の
電話番号が変わりました
3月3日から、春日部社会保険事務所の
電話番号がダイヤルインになりました。
これまで利用いただいた代表番号（☎
048(737)7111）は、廃止とな
りましたのでご注意ください。
相談内容に合わせて、次の番号におかけ
ください。

国民年金保険料額が
変わります
4月から、国民年金保険料額が月額14,
410円になります。
付加保険料は従来どおり、月額400円
です。